

改正後

(第九面)

記載要領

① I の 1 について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2 の（1）について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2 の（2）について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壌汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの再生等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林経営管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第 3 条第 1 項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

④ I の 3 について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

⑤ I の 4 について

イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。

ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。

⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。

改正前

(第九面)

記載要領

① I の 1 について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2 の（1）について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2 の（2）について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壤汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの建替等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林経営管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第 3 条第 1 項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

④ I の 3 について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

⑤ I の 4 について

イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。

ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。

⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。

改正後

(第五面)

(4) 専用使用权に関する規約等の定め

駐 車 場	使 用 し う る 者		
	使 用 料 の 有 無		
	使 用 料 の 帰 属 先 等		
そ の 他 の 専 用 使 用 部 分	専 用 使 用 部 分	専 用 使 用 料 の 有 無	専 用 使 用 料 の 帰 属 先

(5) 所有者が負担すべき費用を特定の者にのみ減免する旨の規約等の定め

--

(6) 計画修繕積立金等に関する事項

規 約 等 の 定 め	
既に積み立てられている額	円 (年 月 日現在)
当該一棟の建物に係る滞納額	円 (年 月 日現在)
専有部分に係る滞納額	円 (年 月 日現在)

(7) 通常の管理費用の額

	円 (年 月 日現在)
(滞 納 額)	円 (年 月 日現在)

(8) 管理の委託先

氏名 (商号又は名称) (マンションの管理の適正化の推進に関する法律による登録を受けているときはその登録番号)	
住所 (主たる事務所の所在地)	

(9) 管理者等が管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である (管理業者管理者方式である) か否か

<u>管理業者管理者方式である</u>	<u>管理業者管理者方式でない</u>
---------------------	---------------------

改正前

(第五面)

(4) 専用使用权に関する規約等の定め

駐 車 場	使 用 し う る 者		
	使 用 料 の 有 無		
	使 用 料 の 帰 属 先 等		
そ の 他 の 専 用 使 用 部 分	専 用 使 用 部 分	専 用 使 用 料 の 有 無	専 用 使 用 料 の 帰 属 先

(5) 所有者が負担すべき費用を特定の者にのみ減免する旨の規約等の定め

--

(6) 計画修繕積立金等に関する事項

規 約 等 の 定 め	
既に積み立てられている額	円 (年 月 日現在)
当該一棟の建物に係る滞納額	円 (年 月 日現在)
専有部分に係る滞納額	円 (年 月 日現在)

(7) 通常の管理費用の額

	円 (年 月 日現在)
(滞 納 額)	円 (年 月 日現在)

(8) 管理の委託先

氏名 (商号又は名称) (マンションの管理の適正化の推進に関する法律による登録を受けているときはその登録番号)	
住所 (主たる事務所の所在地)	

改正後

(第六面)

(10) 建物の維持修繕の実施状況の記録

共用部分	
専有部分 (売買対象部分)	

(11) その他

--

7 建物状況調査の結果の概要（既存の建物のとき）

建物状況調査の実施の有無	有	無
建物状況調査の結果の概要		

8 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況（既存の建物のとき）

	保存の状況	
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証（新築時のもの）	有	無
検査済証（新築時のもの）	有	無
増改築等を行った物件である場合		
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証（増改築等のときのもの）	有	無
検査済証（増改築等のときのもの）	有	無
建物状況調査を実施した住宅である場合		
建物状況調査結果報告書	有	無
既存住宅性能評価を受けた住宅である場合		
既存住宅性能評価書	有	無
建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である場合		
定期調査報告書	有	無
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合		
新耐震基準等に適合していることを証する書類 書類名：（ ）	有	無

改正前

(第六面)

(9) 建物の維持修繕の実施状況の記録

共用部分	
専有部分 (売買対象部分)	

(10) その他

--

7 建物状況調査の結果の概要（既存の建物のとき）

建物状況調査の実施の有無	有	無
建物状況調査の結果の概要		

8 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況（既存の建物のとき）

	保存の状況	
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証（新築時のもの）	有	無
検査済証（新築時のもの）	有	無
増改築等を行った物件である場合		
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証（増改築等のときのもの）	有	無
検査済証（増改築等のときのもの）	有	無
建物状況調査を実施した住宅である場合		
建物状況調査結果報告書	有	無
既存住宅性能評価を受けた住宅である場合		
既存住宅性能評価書	有	無
建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である場合		
定期調査報告書	有	無
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合		
新耐震基準等に適合していることを証する書類 書類名：（ ）	有	無

改正後

(第十一面)

記載要領

① I の 1 について

イ 「土地」及び「建物」は、一棟の建物及びその敷地のうち取引に係るものについて記載すること。

ロ 「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2 の（1）について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2（2）について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壌汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの再生等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林経営管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第 3 条第 1 項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

④ I の 3 について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

⑤ I の 4 について

イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。

ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。

⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、その旨を記すこと。特に、規約等の内容を記入する欄については、そのすべてを記入することに代えて、その写しをを添付することで足りるものとする（ただし、該当部分を明示すること）。

改正前

(第十一面)

記載要領

① I の 1 について

イ 「土地」及び「建物」は、一棟の建物及びその敷地のうち取引に係るものについて記載すること。

ロ 「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2 の（1）について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2（2）について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壌汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの建替え等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林経営管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第 3 条第 1 項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

④ I の 3 について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

⑤ I の 4 について

イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。

ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。

⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、その旨を記すこと。特に、規約等の内容を記入する欄については、そのすべてを記入することに代えて、その写しをを添付することで足りるものとする（ただし、該当部分を明示すること）。

改正後

(第七面)

記載要領

① I の 1 について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2（1）について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2（2）について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壌汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの再生等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林経営管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

(注) 数字は、宅地建物取引業法施行令第 3 条第 1 項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

③ I の 3 について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

④ II の 6 について

「一般借地契約」、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。

⑤ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。

改正前

(第七面)

記載要領

① I の 1 について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2（1）について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2（2）について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	1 7 流通業務市街地整備法	3 2 首都圏近郊緑地保全法	4 8 道路法
4 都市緑地法	1 8 都市再開発法	3 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	4 9 踏切道改良促進法
5 生産緑地法	1 9 沿道整備法	3 4 都市の低炭素化の促進に関する法律	5 0 全国新幹線鉄道整備法
6 特定空港周辺特別措置法	2 0 集落地域整備法	3 5 生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	5 1 土地収用法
7 景観法	2 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	3 6 水防法	5 2 文化財保護法
8 土地区画整理法	2 2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	3 7 下水道法	5 3 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
9 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律	2 3 港湾法	3 8 河川法	5 4 国土利用計画法
1 0 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2 4 住宅地区改良法	3 9 特定都市河川浸水被害対策法	5 5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
1 1 被災市街地復興特別措置法	2 5 公有地拡大推進法	4 0 海岸法	5 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1 2 新住宅市街地開発法	2 6 農地法	4 1 津波防災地域づくりに関する法律	5 7 土壤汚染対策法
1 3 新都市基盤整備法	2 7 宅地造成及び特定盛土等規制法	4 2 砂防法	5 8 都市再生特別措置法
1 4 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	2 8 マンションの建替等の円滑化に関する法律	4 3 地すべり等防止法	5 9 地域再生法
1 5 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	2 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	4 4 急傾斜地法	6 0 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
1 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3 0 都市公園法	4 5 土砂災害防止対策推進法	6 1 災害対策基本法
	3 1 自然公園法	4 6 森林法	6 2 東日本大震災復興特別区域法
		4 7 森林経営管理法	6 3 大規模災害からの復興に関する法律
			6 4 重要土地等調査法

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

③ I の 3 について

略図等をもって説明の方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

④ II の 6 について

「一般借地契約」、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。

⑤ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。